

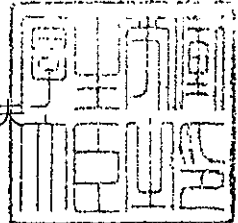
厚生労働省発食安第1002006号

平成18年10月2日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

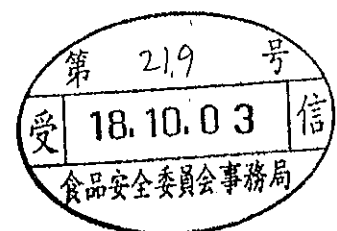


食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に
基づき厚生労働大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項に
ついては、同項ただし書に規定される同法第11条第1項第1号の食品健康影
響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定
められた、平成18年厚生労働省告示第377号による改正後の食品、添加物
等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部 A 食品
一般の成分規格の5の（16）に示すマラカイトグリーン試験法において、精製
法を追加するとともに、移動相条件について変更等を行うこと。



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（マラカイトグリーン試験法）

1. 経緯

動物用医薬品マラカイトグリーンについては、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を踏まえ、平成18年5月30日付けで「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）」の改正を行い、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として定めるとともに、マラカイトグリーン及びその代謝物であるロイコマラカイトグリーンを分析対象とする試験法を規定したところである。

この試験法において、ロイコマラカイトグリーンが夾雑物の存在下では化学的に不安定となり、また、液体クロマトグラフィーにおける分離挙動も不安定となる場合があることが報告されており、今般、当該試験法の試験溶液の調製において精製法を追加するとともに、液体クロマトグラフィーの移動相条件を変更することで、ロイコマラカイトグリーンを安定的に分析可能であるとの知見を得たことから、当該試験法について所要の改正を行うものである。

なお、今般の改正は、食品衛生法第11条第1項に基づき規定された規格基準における「不検出」の基準を改正するものではなく、あくまで管理手法の適正化を図るものである。

2. 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた上で、告示の改正に係る所要の手続きを進めることとする。